

◇ 振替納税の口座引落日はいつ？

Q : 所得税を振替納税する場合、口座から引き落とされるのは申告期限より1ヶ月ほど遅れるそうですが、今年は何日になるのですか。

A : 所得税の確定申告分は4月21日に、個人事業者の消費税の確定申告分は4月24日に引き落とされるということです。

【解説】

振替納税とは、電気代などの公共料金の自動振替と同じように、指定した金融機関の預金口座から税額を引き落とし、納税する方法です。便利で安全な方法ですので、税務当局では振替納税の利用をすすめています。

振替納税を利用するには、口座振替依頼書に所定の事項を記入して、申告期限までに所轄の税務署又は金融機関に提出します。口座振替依頼書は、「確定申告の手引き」の最後のページにも収録されています。

ところで、所得税や消費税は申告期限までに納付することとなっていますが、振替納税の場合、実際に口座から引き落とされる日は申告期限より1ヶ月ほど遅くなります。今年、所得税（申告期限は3月17日）が4月21日、消費税（申告期限は3月31日）が4月24日となっています。

もし、口座引落日に残高が足りないと、全額が未納ということになってしまい、申告期限の翌日から完納日までの日数に応じて延滞税がかかります。「引落しは1ヶ月先だから」と油断しないように注意してください。

